

改葬許可証の発行について

改葬とは、遺骨を現在埋蔵、収蔵している墓地・納骨堂から別の墓地・納骨堂へ移すことをいいます。改葬を行うには、現在埋蔵、収蔵している墓地・納骨堂がある市町村長の許可が必要で、許可なく動かすことはできません。

伊万里市における改葬手続きは以下のとおりです。

1 申請に必要なもの

- ① 「改葬許可申請書」
- ② 「受入証明書」や契約書の写しなど
(改葬先の墓地・納骨堂の所在地、管理人の同意等が記載された書類)
- ③ その他必要書類
 - ・ 申請者と現在の墓地使用者が違う場合 . . . 「改葬承諾書」
 - ・ 申請者と改葬先の墓地使用者が違う場合 . . . 「改葬受入承諾書」

2 問い合わせ先

〒848-8501

佐賀県伊万里市立花町1355-1

伊万里市役所 環境政策課

TEL：0955-23-2144（直通）

3 注意点

- ①改葬にあたって火葬が必要な場合で、やすらぎ斎苑（伊万里市大坪町乙482）の使用を希望される方は、「火葬場使用許可書」の交付を市民課で受ける必要があります。「火葬場使用許可書」の交付には、「改葬許可証」が必要です。また、やすらぎ斎苑へ火葬の事前仮予約も必要です。
(やすらぎ斎苑 TEL：0955-20-4211)
- ②他の市町村の墓地・納骨堂に埋蔵、収蔵している遺骨を、伊万里市内の墓地・納骨堂に移す場合は、現在遺骨を埋蔵、収蔵している墓地・納骨堂がある市町村にお尋ねください。
- ③火葬後、自宅に保管している遺骨を、墓地・納骨堂に埋蔵、収蔵する場合は、改葬の届出は必要はありません。

4 手続き方法

①「改葬許可申請書」をダウンロードし、印刷する。

②「改葬許可申請書」に記入する。

- ・別紙記入例を参考に、必要事項を記入してください。
- ・不明な箇所は空欄にせず、「不詳」と記入してください。
- ・埋葬されている方の姓名等が不明の場合は、「外○体」と記入してください。

③「改葬許可申請書」下部の「墓地・納骨堂管理者」の欄に、現在遺骨を埋蔵している墓地・納骨堂の管理者から記入と押印をしてもらう。

- ・宗教法人の墓地・納骨堂の場合は宗教法人の代表者、地域の墓地・納骨堂の場合は行政区の区長

④「受入証明書」や契約書の写しなど（改葬先の墓地・納骨堂の所在地、管理人の同意等が記載された書類）を改葬先の墓地・納骨堂の管理者からもらう。

⑤その他必要書類がある場合は、準備する。

- ・「改葬承諾書」・・・申請者と現在の墓地使用者が違う場合
- ・「改葬受入承諾書」・・・申請者と改葬先の墓地使用者が違う場合

⑥申請書類一式を市役所（環境政策課）に提出する。

【提出先】

〒848-8501

佐賀県伊万里市立花町1355-1

伊万里市役所 環境政策課

- ・郵送申請の場合は、返信用の封筒と切手を同封してください。

【本人確認について】

(1) 申請者本人が窓口で申請される場合

- ・本人確認書類（運転免許証など）の提示

(2) 郵送申請の場合

- ・本人確認書類（運転免許証など）の写しの添付

(3) 代理人の方が窓口で申請される場合

- ・委任状
- ・代理人（窓口に来られる方）の本人確認書類（運転免許証など）の提示

※改葬許可証は確認・手続き等のため即日には交付できませんので、日程にゆとりをもって申請してください。

⑦「改葬許可証」の交付を受ける。（無料）

⑧埋蔵、収蔵している遺骨を受け取る。

- ・「改葬許可証」を、現在埋蔵、収蔵している墓地・納骨堂の管理者に見せてから遺骨を受け取る。

※この時に「改葬許可証」を管理者に渡す必要はありません。

⑨遺骨を埋蔵、収蔵する。

- ・新しく遺骨を埋蔵、収蔵する先の墓地・納骨堂の管理者に「改葬許可証」を提出し、遺骨を埋蔵、収蔵する。